

# 法人 春日部

第 117 号

(平成16年7月号)



社団法人 春日部法人会  
春日部市大字榎堀 369-4 春日部市商工会館内  
TEL 048(761)3551 FAX 048(752)8244



みんなで回覧しましょう。

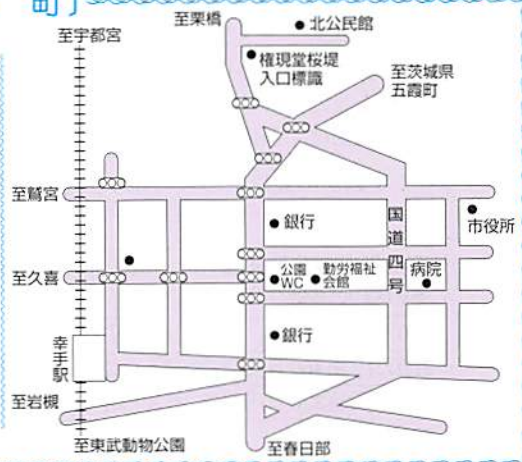
[写真提供 幸手市]

## 〔わが町〕

### 幸手市 権現堂堤「あじさい祭り」

権現堂堤は、桜の名所として全国的にも有名ですが、5月下旬から7月上旬の期間、あじさい祭りが開催され、県内はもとより、県外からも大勢のみなさんがあじさい鑑賞に訪れます。現在、権現堂のあじさいは65種類、5,000株以上を数え、6月上旬から見頃を迎えます。このあじさいは、幸手権現堂桜堤保存会の皆さんが市民ボランティアのご協力を頂きながら、丹精込めて育てたもので、堤中央の「峠の茶屋」近辺に色とりどりの花が鈴なりに咲いて、毎年、訪れる人の目を楽ませています。

●問合せ 幸手市商工観光課TEL 0480-43-1111 内線593



# 税 務 署 だ よ り

## 平成16年度 税制改正の概要

### 1. 法人税制の改正

#### (1) 欠損金の繰越控除制度

この制度は、青色申告書を提出した5年以内の事業年度において生じた欠損金の額や、青色申告書を提出しなかった5年以内の事業年度において生じた欠損金の額のうち、災害による損失金の額に達するまでの金額を、それぞれ当該事業年度に繰り越して損金算入するという制度ですが、この欠損金の繰越期間を5年間から2年延長され、7年間となりました。

この改正は、平成13年4月1日以後に開始した事業年度において生じた欠損金額について適用されます。

#### (2) 中小企業者等の機械等の特別償却・税額控除

この制度は、青色申告法人で中小企業者又は特定中小企業者等に該当するものが、一定の期間内に一定の機械装置・器具備品等の取得又は製作をし、国内にある当該中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合には、その取得価額の30%の特別償却の適用を認めたり、取得価額の7%の税額控除の適用が認められるというものですが、器具備品の取得価額条件の最低限度が引き上げられ、改正前の100万円（リース資産については140万円）から120万円（リース資産については160万円）に引き上げられ、その適用期限が2年延長されました。

この改正は平成16年4月1日以後に取得等をして事業の用に供した事業年度から適用されます。

### 2. 源泉所得税の改正

#### (1) 老年者控除の廃止

所得者本人が年齢65歳以上で、かつ、合計所得金額が1,000万円以下である場合に適用される老年者控除（50万円）が、廃止されることとなりました。

この改正は、平成17年分以後の所得税について適用されます。なお、毎月（日）の給料や賞与などの源泉徴収税額の算定に際し、所得者が老年者に該当する場合において扶養親族等の数に1人を加える措置は、老年者控除の廃止に伴い、平成17年1月1日以後に支払うべき給料又は賞与から、その適用がないこととされましたので注意が必要です。

#### (2) 公的年金等控除の65歳以上の上乗せ措置の廃止及び老年者特別加算の特例措置

公的年金等に係る雑所得の金額は、公的年金等の収入金額からその収入金額に応じた公的年金等控除額（定額控除と定率控除との合計額）を控除して求めることとされています。

今回の改正により、公的年金等控除のうち年齢が65歳以上の人に対して上乗せされている部分が廃止され、定額控除は100万円から50万円に、最低控除額は140万円から70万円にそれぞれ引き下げられることとなりました。一方、この改正に併せ、年齢が65歳以上の人への公的年金等控除額の最低控除額について、50万円を加算して120万円とする特例措置が租税特別措置法において設けられました（具体的な公的年金等控除額は、下表のとおりとなります。）。

この改正は、平成17年分以後の所得税について適用されます。

（参考：年齢が65歳以上の人に係る公的年金等控除額の早見表）

改 正 前		改 正 後	
その年中の公的年金等の収入金額（A）	公的年金等控除額	その年中の公的年金等の収入金額（A）	公的年金等控除額
260万円以下	140万円	330万円以下	120万円
260万円超460万円以下	(A)×25%+75万円	330万円超410万円以下	(A)×25%+37万円5,000円
460万円超820万円以下	(A)×15%+121万円	410万円超770万円以下	(A)×15%+78万円5,000円
820万円超	(A)×5%+203万円	770万円超	(A)×5%+155万円5,000円

(3) 交通用具を使用している給与所得者の通勤手当の非課税限度額の引き上げ。

自動車などの交通用具を使用して通勤する給与所得者に対し支給する通勤手当等のうち、通勤距離が片道45キロメートル以上である場合の非課税限度額が、次のように引き上げられました。

改 正 前		改 正 後	
通勤距離が片道 35キロメートル以上である 場合	20,900円 運賃相当額が20,900 円を超える場合には、 その運賃相当額（最 高限度額100,000円）	通勤距離が片道 35キロメートル以上 45キロメートル未満である	20,900円 運賃相当額が20,900 円を超える場合には、 その運賃相当額（最 高限度額100,000円）
		通勤距離が片道 45キロメートル以上である 場合	24,500円 運賃相当額が24,500 円を超える場合には、 その運賃相当額（最 高限度額100,000円）

この改正は、平成16年4月1日以後に支払いを受けるべく通勤手当等（同日前に支払いを受けるべき通勤手当等の差額として追給されるものを除きます。）から適用されます。

（注）上記の内容は改正の一部です。

## 文書回答手続が変わりました

———文書回答手続の対象となる範囲が広がりました。———

文書回答手続は、納税者サービスの一環として、取引等に係る税務上の取扱いに関する照会に対して、一定の要件の下に、文書により回答するとともに、その内容を公表することにより、納税者の皆様の税法の適用等に関する予測可能性の向上に役立てていただくことを目的として実施しています。

国税庁では、平成16年3月29日より、文書回答手続について、その対象となる範囲を拡大するなどの見直しを行いました。文書回答手続の具体的な内容をお知りになりたい場合は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）をご覧ください。

### 見直しの概要等

#### 1. 文書回答手続の対象範囲が広がりました。

これまで対象外であった「特定の納税者の個別事情に係る取引等に関する事前照会」についても、一定の要件に該当しない限り、文書回答手続の対象となりました。

#### 2. 同業者団体等からの照会に対する文書回答手続を別途決めました。

傘下の構成事業者に通ずる取引等に関する税務上の一般的な取扱いについて、同業者団体（同一の業種・業態の事業者の方で構成される団体）が照会をされる場合に、一定の要件の下に、一般的な内容の文書回答を行うという手続を定めました。

#### 3. 受付の窓口は次のとおりです。

(1) 照会者が自ら実際に行う（又は行った）取引等に関して照会をされる場合

⇒ 照会者の納税地を所轄する税務署

(注) 次の場合には、受付窓口が異なりますので、ご注意ください。

① 国税局所管法人が行う照会⇒所轄国税局の調査審理課（調査管理課、調査課）

② 酒税の照会⇒製造場等の所轄税務署又は所轄国税局の酒税課

③ 間接諸税（印紙税を除きます。）の照会⇒製造場等の所轄国税局の消費税課

(2) 同業者団体等が、傘下の構成事業者に通ずる取引等に関して照会をされる場合

⇒ 同業者団体等の主たる事務所を所轄する国税局の審理課 等

#### 4. ご注意ください。

(1) 文書回答が行われる場合には、照会者名、照会内容及び回答内容が公表されます。

(2) 文書回答手続を利用される場合には、対象となる照会の範囲や提出が必要となる書類などについて一定の要件があります。ご照会の内容などによっては、文書回答が行われない場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

## 第21回定期総会並びに社団化20周年記念式典

### 第一部 定期総会並びに記念式典

平成16年5月27日(木)  
於 春日部市民文化会館 小ホール

#### I. 定期総会

開会のことば	村田副会長
会長挨拶	松永会長
来賓紹介	
定足数の確認	
議長選任	松永会長
議事録署名人選任	
議 事	
第1号議案	平成15年度事業報告及び収支決算承認に関する件 会計監査報告
第2号議案	平成16年度事業計画(案) 及び収支予算(案)承認に関する件
第3号議案	役員一部改選に関する件 2名理事を選任 三牧征矢氏(幸手支部) 小高博氏(栗橋支部)

司会 20周年式典実行委員会  
● 伴委員長  
● 鈴木委員



▲議長 松永会長

#### II. 社団化20周年記念式典

開会のことば	岩崎副会長
国歌・黙とう	
会長式辞	松永会長
経過報告(10年~20年)	
感謝状贈呈	前田前会長謝辞
来賓祝辞	春日部税務署長、 春日部県税事務所長、 春日部市長
祝電披露	
閉会のことば	高浜副会長



高木春日部税務署長祝辞

### 第二部 記念講演

「21世紀 日本の栄える王道」

上智大学名誉教授 渡部昇一氏

### 第三部 祝賀会

開会のことば	土屋女性部会長
会長挨拶	松永会長
鏡開き	
乾杯	埼玉県連豊田副会長
祝宴	
万歳三唱	井上青年部会長他青年部会員
閉会のことば	大塚実行委員



▲講演 渡部昇一氏

# 表彰受彰者名簿

関東信越国税局長納税表彰(平成15年10月22日受彰)  
 村田 睦幸 様 有限会社ムツミ (春日部)

春日部税務署長納税表彰(平成15年11月11日受彰)  
 多ヶ谷章市 様 株式会社多ヶ谷商店 (岩槻)  
 富田 英雄 様 株式会社トミタモータース (久喜)  
 細井 勝保 様 細井自動車株式会社 (杉戸)

財団法人全国法人会総連合功労者表彰(単位会関係)  
 遠藤 勝三 様 協立運輸株式会社 (栗橋)  
 島村 勇吉 様 有限会社東京ベンリ商会 (宮代)

社団法人埼玉県法人会連合会功労者表彰(県連関係)  
 河津 顕修 様 宗教法人浄源寺 (岩槻)

## 功 労 者 表 彰

社団法人春日部法人会会長表彰状

大塚 辰男 様 株式会社 大幸興業 (幸手)  
 田中 祥皓 様 株式会社 ノアシステム (春日部)  
 深作 旭 様 深作設備工業 株式会社 (久喜)  
 増川 準次 様 株式会社 ますかわ電気 (久喜)  
 瀧澤 慎元 様 株式会社 日 興 (蓮田)  
 中村 章一 様 中村電設工業株式会社 (幸手)  
 森本 勇 様 株式会社 エムケーツール (幸手)  
 石渡 光一 様 有限会社 石渡商店 (白岡)  
 栃原 賢 様 有限会社 大業宅建 (白岡)  
 大作 茂 様 株式会社 和泉屋 (杉戸)  
 小川 健一 様 株式会社 サンケイ (杉戸)  
 田口 義男 様 株式会社 田口土木 (庄和)  
 染谷 知英 様 有限会社 染谷ハウジング (庄和)  
 石原 富夫 様 有限会社 庄和興業 (庄和)  
 菊池 隆喜 様 有限会社 菊池建設 (庄和)

## 退 任 役 員 感 謝 状

臺 祥一 様 株式会社 台 鉄工所 (幸手)

## 会 員 増 強 に よ る 表 彰

1. 社団法人春日部法人会会長表彰状
  - (1) 増強目標達成支部 (達成率順)  
 久喜支部・菖蒲支部・庄和支部・春日部支部・宮代支部・栗橋支部・鷲宮支部
  - (2) 功績顕著な加入協力者  
 株式会社 埼玉りそな銀行岩槻支店 様  
 埼玉 縣 信用金庫春日部支店 様  
 時澤 やよひ様 大同生命保険株式会社埼玉支社春日部営業所
2. 社団法人春日部法人会会長感謝状
  - (1) 功績顕著な支援団体  
 関東信越税理士会春日部支部 様  
 大同生命保険株式会社埼玉支社春日部営業所 様  
 金融機関  
 株式会社 武蔵野銀行春日部支店 様  
 株式会社 埼玉りそな銀行春日部支店 様  
 埼玉 縣 信用金庫岩槻支店 様  
 株式会社 武蔵野銀行藤ヶ丘支店 様  
 株式会社 埼玉りそな銀行宮代支店 様  
 株式会社 埼玉りそな銀行庄和支店 様
  - (2) 功績顕著な加入協力者  
 松田 進 様 (株)松田商事 (春日部)  
 鈴木喜代美 様 大同生命保険株式会社埼玉支社春日部営業所  
 西村しづ子 様 同上  
 小林 啓子 様 同上
  - (3) 5年連続5社以上獲得協力者(個人)  
 時澤やよひ 様 大同生命保険株式会社埼玉支社春日部営業所
3. 社団法人春日部法人会・会長表彰状  
 金 賞 該当なし  
 銀 賞 該当なし



▲会員増強表彰 埼玉りそな銀行 岩槻支店長へ

銅賞 栗橋支部・幸手支部  
 努力賞 岩槻支部・蓮田支部・杉戸支部  
 敢闘賞 久喜支部・菖蒲支部・栗橋支部  
 特別賞 該当なし

## 法人会活性化貢献表彰

社団法人春日部法人会会長感謝状

1. 支部（会費収納率100%達成）  
 栗橋支部・杉戸支部

### 2. 活性化協力者

尾堤 英雄 様 有限会社 おづつみ園 (春日部)  
 松田 進 様 株式会社 松田商事 (春日部)  
 佐田 仁 様 三協サービス株式会社 (岩槻)  
 藤堂 昇 様 株式会社 薬師 (岩槻)  
 武井 達雄 様 株式会社 武井組 (久喜)  
 和田 久子 様 文化シャッター埼玉工事株式会社 (久喜)  
 須賀 寛 様 株式会社 須賀酒販 (蓮田)  
 中村 章一 様 中村電設工業株式会社 (幸手)  
 中島 英也 様 株式会社 埼玉りそな銀行宮代支店 (宮代)  
 山田 孝夫 様 株式会社 リカーショップ駿西屋 (白岡)  
 野口 廣男 様 有限会社 野口鍛冶店 (菖蒲)  
 小高 博 様 富士コントロール株式会社 (栗橋)  
 床爪 重雄 様 株式会社 床爪プロセス (鷲宮)  
 大作 茂 様 株式会社 和泉屋 (杉戸)  
 齋藤 久子 様 有限会社 齋藤製靴 (庄和)

## 福利厚生制度推進功績表彰

社団法人春日部法人会会長感謝状

### 1. 推進目標達成支部

新規企業数達成支部→春日部支部・蓮田支部・  
 宮代支部・白岡支部・栗橋支部・庄和支部  
 取扱企業数達成支部→春日部支部・岩槻支部・  
 久喜支部・蓮田支部・幸手支部・宮代支部・  
 白岡支部・菖蒲支部・栗橋支部・鷲宮支部・  
 杉戸支部・庄和支部

保障金額達成支部→白岡支部

### 2. 推進協力者及び推進貢献者

矢納 重則 様 矢納製菓株式会社 (鷲宮)  
 尾野 嘉昭 様 カネオ興運株式会社 (菖蒲)  
 林 秀雄 様 有限会社林 建業 (庄和)  
 荒木 節夫 様 株式会社 ほてい家 (岩槻)  
 竹内 光男 様 竹内電気株式会社 (岩槻)

### 3. 推進加入成約数優秀推進員

名和ふじ子 様 大同生命保険株式会社埼玉支社春日部営業所  
 時澤やよひ 様 同上  
 西村しづ子 様 同上  
 大和かつえ 様 同上  
 鈴木喜代美 様 同上  
 榎本 芳子 様 同上

## 不動産売買・仲介・鑑定評価

埼玉県知事免許(12)第1486号

# 秋場不動産(株)武蔵野不動産鑑定所

〒345-0801 埼玉県南埼玉郡宮代町百間2-5-21 東武動物公園駅前(東口)

TEL 0480-34-0224 FAX 0480-34-1399

社員の元気付けはボウリングで！社員旅行の代わりに！教室開催中。コンピュータ付  
 1ゲーム 中学生以下200円 15人以上 大人350円から 子供125円(2ゲームバック指導付可) 予約無料



# ハッピーボウル

菖蒲町三箇1318  
 R122沿い(旧ハギボウル)  
 TEL 0480-86-0788

# 青年部会総会

平成16年5月19日(水) 午後4時～  
於 春日部市民文化会館

春日部税務署より清水副署長、須藤第一統括官、さらに澤山大同生命埼玉支社長・野原副会長をお迎えして下記の通り開催し、全議案が満場一致で承認された。

## 議事

### 第1号議案

平成15年度事業報告及び決算報告承認について  
監査報告

### 第2号議案

平成16年度事業計画(案)及び収支予算(案)について

### 第3号議案 役員改選について岩槻支部の次の三氏が選任された。

佐田仁、山田一徳、川崎浩司(敬称略)。

上記すべての議案が満場一致で承認された。



井上部長挨拶



清水副署長

野原副会長



来賓席



執行部席

# 女性部会総会

平成16年5月13日(木) 午後3時～  
於 春日部市民文化会館

春日部税務署より清水副署長、須藤第一統括官、和田上席調査官、さらに玉谷大同生命埼玉支社春日部営業所長・岩崎副会長・田口青年部会副会長をお迎えして下記の通り開催した。

## 第一部総会

### 議事

#### 第1号議案

平成15年度事業報告及び決算報告承認について  
監査報告

#### 第2号議案

平成16年度事業計画(案)及び収支予算(案)について

上記すべての議案が満場一致で承認された。

## 第二部 記念講演

春日部税務署清水副署長様に「けんけんふくよう拳々服膺」との演題で記念講演をお願いした。ざっくばらんな内容で次回も続きをお願いしたいとの声が多数聞かれた。

### 法人春日部法人会又任部:



土屋部会長挨拶

来賓の皆様

### 春日部法人会女性部会定



岩崎副会長

執行部席



清水副署長  
講演  
「けんけんふくよう拳々服膺」

**平成16年度税制改正****実現した法人会の税制改正要望**

平成16年度においては、年金制度改革に伴い年金関連の税制が見直されるなど、個人所得課税に負担を求める改正が行われます。一方、この厳しい財政状況のなか、デフレ不況から脱却するために資産の活用による経済活性化、および将来の日本経済発展の鍵を握る中小企業、ベンチャー企業に対する支援等、負担軽減措置が講じられることになりました。

- ①欠損金の繰越期間延長、中小同族株の相続税軽減措置拡大
- ②土地譲渡益課税、非上場株式等の譲渡益課税に対する税率引き下げ
- ③公募株式投資信託の譲渡益課税にも優遇税率を適用
- ④居住用財産の譲渡損失の繰越控除制度を拡大し期限も延長

**1.【中小企業関係税制】****(1) 欠損金の繰越期間の延長**

欠損金の繰越期間が5年から7年に延長されました。なお、欠損金の繰越期間の延長に伴い、帳簿書類の保存期間（改正前5年または7年）が一律7年に延長されます。

【適用期日】平成13年4月1日以後開始した事業年度において発生した欠損金額から適用。また、帳簿書類は平成13年4月1日以後開始した事業年度にかかる帳簿書類から適用されます。

**(2) 中小同族株に対する相続税の軽減措置**

事業承継時の中小同族株に対する相続税の課税価格の減額措置（課税価格の10%軽減）について、軽減対象となる特定同族会社等の価額の上限が3億円から10億円に拡充されました。

【適用期日】平成16年1月1日以後に相続等（遺贈を含む）により取得した財産から適用されます。

**(3) 相続株式をその発行会社に譲渡した相続人株式の課税の特例**

相続後一定期間内に、相続した非上場株式を発行会社に譲渡した場合には、みなし配当課税とせず、譲渡益課税（20%申告分離課税）の対象となりました。

【適用期日】平成16年4月1日以後の相続等により取得する財産から適用されます。

**(4) 中小企業投資促進税制の延長**

中小企業投資促進税制について、器具・備品の取得価額の最低限度（改正前100万円）を120万円に、リース費用総額の最低限度（改正前140万円）を160万円に引き上げたうえ、適用期限が2年延長されました。

【適用期日】平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間に取得等をして事業の用に供する対象資産に適用されます。

**(5) 同族会社の留保金課税の不適用制度の延長**

「創業10年以内の中小企業」など一定の企業にかかる留保金課税の停止措置が2年間延長されました。

【適用期日】平成18年3月31日までの間に開始する各事業年度まで適用されます。また、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に係る措置については、平成17年4月13日までの間に開始する事業年度まで適用されます。



**(6) 欠損金の繰戻し還付制度の不適用制度の適用除外措置の延長**

中小企業者の設立後5年間に生じた欠損金額および中小企業経営革新支援法の経営革新計画の承認を受けている中小企業者の欠損金額に係る適用除外措置の適用期限が2年延長されました。

【適用期日】平成18年3月31日までの終了事業年度まで延長されます。

**2. 【土地税制】****(1) 土地譲渡益課税の税率引き下げ等****① 長期譲渡所得**

長期譲渡所得に対する税率26%（所得税20%、地方税6%）が、20%（所得税15%、地方税5%）に引き下げられました。

【適用期日】平成16年1月1日以後に行う譲渡から適用されます。

**② 短期譲渡所得**

短期譲渡所得に対する税率52%（所得税40%、地方税12%）が、39%（所得税30%、地方税9%）に引き下げられました。

【適用期日】平成16年1月1日以後に行う譲渡から適用されます。

(注) なお、前期の税率が引き下げられる一方で、長期譲渡所得の100万円特別控除の廃止、および土地等の譲渡所得と他の所得との損益通算が廃止されました。

**(2) 法人の土地譲渡に対する追加課税制度の停止措置の延長**

法人の土地譲渡益に対する法人税の追加課税制度（一般5%、短期10%の重課）の停止措置が5年延長されました。

【適用期日】平成20年12月31日までの間に行う譲渡に適用されます。

**3. 【証券税制】****(1) 非上場株式等の譲渡益に対する税率の引き下げ**

非上場株式等の譲渡益に対する税率（改正前26%（所得税20%、住民税6%））が20%（所得税15%、住民税5%）に引き下げられました。

【適用期日】平成16年1月1日以後の株式の譲渡から適用されます。

**(2) 公募株式投資信託の受益証券の譲渡の場合に優遇税率の適用等**

公募株式投資信託の譲渡益課税について、譲渡益に対して10%の優遇税率が適用されるとともに、譲渡損失の繰越控除制度の対象となりました。

【適用期日】平成16年1月1日以後に行う公募株式投資信託の受益証券の譲渡による所得について適用されます。



## 4. 【年金税制】

### (1) 公的年金等控除の65歳以上の上乗せ措置の廃止

公的年金等控除のうち、65歳以上の人に対して上乗せされている定額控除分（50万円上乗せ）が廃止されます。

### (2) 老年者控除の廃止

65歳以上で合計所得金額が1000万円以下の人に適用される老年者控除50万円（個人住民税48万円）が廃止されます。

### (3) 老年者特別加算の特例措置

公的年金等控除の最低保障額（改正前65歳未満70万円、65歳以上170万円）が一律70万円となります。なお、老年者特別加算として65歳以上の人については最低保障額を50万円加算し、120万円とする特例措置が講じられます。

【適用期日】（1）～（3）とも平成17年分以後の所得税および平成18年度分以後の個人住民税から適用されます。

## 5. 【地方税制】

### (1) 個人住民税均等割の見直し

#### ① 市町村民税の人口段階に応じた税率区分を廃止

市町村民税の均等割について、人口段階別の税率区分を廃止し、その税率を一律3千円（年額）とすることになりました。

【適用期日】平成16年度分以後の個人住民税から適用されます。

#### ② 夫と生計を一にする妻に対する非課税措置の廃止

生計同一の妻に対する非課税措置を段階的に廃止し、妻の所得金額が一定金額を超える場合に均等割が課されます。

【適用期日】平成17年度分以後の個人住民税から適用されます。ただし、平成17年度分の個人住民税については、その税率が2分の1に軽減されます。

### (2) 固定資産税

地方公共団体が、商業地等にかかる固定資産税について、負担水準の上限を一定の範囲内で減額できる制度が創設されました。（都市計画税も同様）

また、地方公共団体の課税自主権の拡大を図るための措置として、固定資産税の制限税率を廃止するとともに、標準税率の定義を見直し、税率変更の自由度が拡大されることになりました。

## その他の主な改正事項

### 1. エンジェル税制

エンジェル税制について、適用対象となる特定中小会社の範囲が拡大される等、制度が拡充されました。

【適用期日】平成16年4月1日以後に払込により取得する株式について適用されます。

## 2. 連結付加税

連結納税制度を選択した法人に対する付加税は、適用期限の到来をもって廃止されました。

【適用期日】平成16年3月31日までに開始する連結事業年度をもって廃止されます。

## 3. 住宅ローン減税

平成16年居住分については平成15年分と同じ制度とし、平成17年分から平成20年分については、控除対象限度額および控除率が段階的に縮減されます。

## 4. 居住用財産の譲渡損失の繰越控除制度の創設等

居住用財産の買換えの場合の譲渡損失の繰越控除制度について、譲渡資産に係る住宅ローンの残高がない場合を適用対象に加えたうえ、適用期限が3年延長されます。

また、買換えの場合に加え、借家に住み替える場合についても、譲渡価額を上回る住宅ローン残高がある場合には、その差額を限度として、譲渡損失の繰越控除を認める制度が創設されました。

【適用期日】平成16年1月1日から平成18年12月31日までの間に行う譲渡について適用されます。

### ゴミの悩み解消!



引き取ります。

産業廃棄物処分業/許可番号1105071801  
一般廃棄物処理業 菫蒲町/菫蒲町指令第25号  
久喜宮代衛生組合/久喜衛指令第12号  
蓮田市白岡町衛生組合/許可番号1180804028号

産業廃棄物収集運搬処理業

## クリーンシティサービス

〒346-0104 菫蒲町三箇805 (FAX)0480-85-6247

☎0120-85-8466 有限会社 原田電気工事 (担当 木村)

すべては、心地良い暮らしのために。



# Kakudai

角大グループ

0480-22-6666

株式会社 角大建築設計研究所

エイデル 株式会社

小さな荷物から一般貸切荷物運搬及び商品保管管理業務

## 総物流 株式会社 さしま通商

幸手市木立1830-16 ひばりヶ丘工業団地内 TEL0480(48)2151(代)

## 想うがまゝ



蓮田支部  
南にしの商事  
西野 日出夫

「人間、40歳の時のスタンスが死ぬまでついてくる。だからそれまでが勝負だ。」

いやー、20代にはこんなことをほざいていました、私は。あながち間違いではないのですが、正解では無いと信じています。そうしないと今の私自身が立ち行かなくなってしまうから。

振り返ってみると、寄り道ばかりの人生でした。でも歩んでいるその渦中であっては判らなかつた。失敗を繰り返し、反省したつもりになってそれでも一端の「人間」になったつもりでいました。

失った時間は取り戻すことができません。一度壊したお城は生半可なことでは再構築できません。そのことだけは痛切に感じることができました。

そんな間違いだらけの人生を送ってきた私ですが、最近になって周囲の人によく言われることがあります。それは「優しくなったね」とか「丸くなったね」とかともかくそんな感じのことです。

その真偽の程は己では判りません。ただ、腹の立つ事が日頃少なくなったことは事実です。

もしかすると痛い思いをしたことで、少しだけ人に優しくなれたのかもしれませんが。少しだけ他人の痛みが判る様になったのかも知れません。

もし、本当にそうだったら…

回り道も、失敗も、決して無駄ではなかつたのかな？



白岡支部  
埼玉りそな銀行白岡支店  
支店長 高橋 邦明

## 私のストレス解消法

みなさんはストレスとどのように向き合っていますか？私の場合は巷で流行っている「温泉・湯巡り」がストレス解消には一番のようです。

とかくストレスの大変多い現代社会に身を置いていると、山奥の秘湯や海辺の露天風呂は、現実を忘れさせてくれる癒しの存在であることはまちがいありません。但し、あくまで現実逃避ではなく、全く異なる世界に身を置くことで心身がリフレッシュされることに意義があると思っています。

そもそも私が温泉大好き人間になったのは、まだ学生の時に一人旅で北海道に行った時に巡り合った数々の温泉に魅せられたからです。中でも、その頃はまだ秘湯と呼ばれていた阿寒湖近くのオンネトー温泉は、素朴でありながら北海道の大自然を感じさせてくれるとても野趣溢れた素晴らしい温泉でした。

また、知床の山奥、ヒグマの気配に脅えながら入った名も無き秘湯。道無き道を分け入り山の中を散々歩き回って、やっと辿り着いたその感動は今でも貴重な体験として心に深く刻まれています。

このように初めは自然愛好者としての湯巡りでしたが、社会人になりストレス解消に最適と分かり、その目的も変遷しました。では、ストレス解消にはどのような湯巡りがいいのでしょうか。自然豊かな環境だけが目的に合うのではなく、豪華な温泉旅館でくつろぐのも一興です。

要は、自分にあった湯治が一番。自分自身が湯につかって癒されればそれでいいのではないですか。一時は、源泉100%のかけ流しでないと、などと能書

## 想うがまゝ

きも垂れましたが、最近はおっぱりリラックスできればそれでいいのだ、と自分に言い聞かせてます。

これまでにいくつの温泉に行った等と、数を競うことはしないで、少しでもストレス解消になるようにと思い、これからも気ままな湯巡り探訪をしようと思います。

ちなみに最近群馬県の四万温泉や尻焼温泉、川原湯温泉といった溪流沿いの温泉に魅力を感じています。

非日常の中に自分を置き、もう一度自分自身を見つめ直す行動により、明日からの活力が生まれるのが私にとってのストレス解消方法です。温泉巡りはまさに私にとっては最適の癒しかもしれません。



久喜支部  
株角大建築設計研究所  
副社長 蓮見秀栄

## 決心の威力

「僕はK高校に行くよ」「K高校に行きたいなら偏差値が高いから本気で勉強しないと合格しないよ」。受験5ヶ月前の三者面談で、担任の先生に通告された言葉だった。それでも「大丈夫、僕はK高校に行く！！」と宣言した二男は、それから急速に成績を上げ、推薦で受験資格を獲得した。そして推薦に依る受験……見事に失敗した。二男の落胆ぶりは見るに見かねる程であった。K高校の受験前に合格しているN高校は、「どうせN高校には行かないから、入学金は払わないで」との二男の強い意志でN高校の資格は放棄していたので、余計に不安に苛まれていたのだろう。

一週間後に希望校のK高校の一般の受験の再挑戦のチャレンジを与えられているにも拘らず、自信喪失し、意欲を無くしている様だった。私はたまたま、ちょっと話をしようと持ちかけ、私の過去の数々の失敗談を話し、その時の心のあり様、捉え方、考え方を変えた事で境遇が変わったり、応援団が表われたり、うまく乗り切れた体験談をアドバイスした。“泣いたカラスがもう笑うた”の喩えの様に二男は瞬く間に元気を取り戻し、再び挑戦者に変身した。そして見事に宣言通り希望校の入学許可を獲得した。

「大丈夫、僕はK高校に行くよ」とスッパリ口に出した言葉、この宣言を思い起こす度に、“言葉は心をすすめ、心は形をつくる”ものだなあとつくづく感じる。決心は九分の成就と言われる。本気で決心をすれば殆んど目標を達成しているという意味の教えである。言葉の威力、決心の威力を我が子からまざまざと教えられた出来事だった。

近頃の日本の社会は、ウソの政治がまかり通り、リコール隠しの自動車会社をはじめ、食糧不安まで巻き起している企業群。この風潮は大人だけに留まらない。電車の中やプラットフォームには、付け睫毛だけミスワールドのような化粧で、大股を広げて走り込んでいる女子高生、更に今や小学校一年生のクラスまでも授業中に机の上を跳び回る学級崩壊が起きているとの有様、行動規範を失くした日本人が、世界に信頼されたあの麗しき日本人を再び取り戻すことができるのは“家庭と企業”において他にない。

会社を良くし、地域を良くする良いこと拙めの活動を、これからはてらいもなく、臆することもなく言葉に出し、微力でも日本人として誇りを持って他人に声をかけていこうと決心した出来事でもあった。

### 決算期別税務講習会の開催!!

3月・4月・5月の決算法人を対象に法人税及び消費税についての講習会を下記の通り開催しました。法人会で作成したテキスト『わかりやすい会社の決算・申告の実務・法人税申告へのアプローチ平成15年度版』及び税務署資料等を使い、講師は関東信越税理士会春日部支部の先生方をお願いした。

#### 日時・会場等

月日	時間	講習会場
4月19日(月)	午後2時～	久喜総合文化会館
4月21日(水)	午前10時～	春日部市商工会館
4月21日(水)	午後2時～	岩槻市中央公民館
4月22日(木)	午前10時～	春日部市商工会館



久喜会場にて  
和田上席調査官



久喜会場にて  
石塚健一先生



春日部会場にて  
植田俊英先生



岩槻会場にて  
富澤雅治先生



春日部会場にて  
藤野調査官



春日部会場にて  
鈴木秀三先生

## 支部だより

### 支部総会特集

#### 白岡支部



◀ H16.5.24(月)  
第21回定期総会

▶ H16.5.24(月)  
社団化20周年記念  
講演会  
杉崎支部長あいさつ



◀ H16.5.24(月)  
講師  
デーブ大久保氏  
「私の野球人生」

#### 春日部支部

▶ H16.5.14(金)  
春日部支部総会



◀ H16.5.7(金)  
青年部会総会

## 岩槻支部



H16.5.18(火)  
岩槻支部総会 (於:ほてい家)

## 蓮田支部



H16.5.20(木) 蓮田支部総会



H16.5.11(火)  
青年部会総会 (於:旬菜)



H16.5.17(月) 青年部会総会

## 久喜支部



H16.5.11(火) 女性部会総会



青年部会



久喜支部総会



女性部会

◀H16.5.21(金) 定期総会  
(親会・青年部会・女性部会合同総会)  
於:三高サロン

## 庄和支部



H16.6.8(火) 庄和支部総会

## 幸手支部



H16.5.18(火) 幸手支部総会

## 杉戸支部



H16.5.21(金) 杉戸支部総会



H16.5.7(金) 青年部会総会



H16.4.27(火) 女性部会総会

H16.5.10(月) ▶  
女性部会総会  
(宮代商工会館)



## 鷺宮支部



H16.5.12(水) 鷺宮支部総会

## 菖蒲支部



H16.5.20(金)  
菖蒲支部総会

## 宮代支部



▲ H16.5.20(木) 宮代支部総会

## 花と緑いっぱい運動



H16.4.3(土) さくら祭り  
「花と緑いっぱい」運動

## 蓮田支部



H16.4.11(日)  
花と緑の祭典「花と緑いっぱい運動」

## 久喜支部



▲ H16.4.7(水) 第4回親睦ゴルフ大会  
於：都賀C C



**(I) 大同生命保険株式会社**

埼玉支社 春日部営業所  
TEL 048-734-3371 FAX 048-739-1156

**大型保障制度ニュース**

経営者大型保障制度ご加入のみなさまに今話題のセカンドオピニオンが受けられる新サービス登場「ドクターズオブドクターズネットワーク」  
—自分自身で医師を選ぶ時代へ—

「高度な医療が必要らしいが、どうしたらいいのか」「現在治療を受けているが、他の治療方法がないか別の医師の意見もきいてみたい」「自分の症状にあった専門医にかかりたい」このような医療に対する関心がますます高まる中、「セカンドオピニオン」に注目が集まっています。

「セカンドオピニオン」とは「より良い医療を選択するために、主治医以外の医師に現在の診断に対する見解や今後の治療方針、方法について意見を聞くことですが、新聞等でも注目の「セカンドオピニオン」が受けられる新サービスドクターズオブドクターズネットワークが経営者大型保障制度の加入者のみなさま向けに登場しました。

**【サービス内容】**

**セカンドオピニオンサービス**

医学界の各分野を代表する医大の教授、名誉教授クラスの先生方等で組織するドクターオブドクターズ評議会が総合相談医となり、メディカルコンサルテーションやセカンドオピニオンを行い、症状・病状にもっとも適切な優秀専門医の紹介などを行います。

**(III) アメリカンファミリー生命保険会社**

埼玉支社 TEL 048-645-1245 FAX 048-645-3034

**「日本人に一番多いがん「胃がん」**

胃がんは、日本人に発症するがんの中で一番多いがんです。40代から増え始め、60代に最も多くなります。男女比は2：1と男性に多く見られます。以前は死亡率もトップでしたが、近年は健康診断で早期発見が可能になったため、年々死亡率は低下しています。早期胃がんは、適切な治療をすることで9割は治る時代となりました。

では、胃がんにかかるのとどれくらいの自己負担

**(II) AIU 保険会社**

さいたま支店  
TEL 048-641-7510 FAX 048-649-2377

**任意労災についてお考え下さい！**

政府労災だけでは足りない！  
クルマ同様、補償の上乗せが急務！

交通事故の補償  
自賠責

+

任意保険

労災事故の補償  
労災保険

+

?

**労災の上乗せ制度が必要!!**

**\* 労災訴訟はなぜ起こる？**

**労災事故発生!!**

- ・安全教育をしていたか（下請を含む）
- ・無理な日程、工期で作業をしていなかったか
- ・想定できる危険に対し完璧な予防を行っているか
- ・管理、命令、指示は完璧であったか
- ・機械、装置は旧式、老朽化していないか・・・等

すべてYES

↓  
無過失

↓  
労災保険でカバー

1つでもNOがあれば

↓  
安全配慮義務違反

↓  
民事上の責任発生！

↓  
労災保険だけでは足りません

↓  
企業独自の労災補償が必要!!

**そこで法人会の任意労災!! (会員割引)**

詳しい資料をお送りします!まずはお連絡を!

金額が必要になるのでしょうか？

200年3月に実施致しましたAFLACの医療費調査によりますと、平均入院通算日数で78日、自己負担費用合計で139.1万円かかるということになりました。全てのがんの平均自己負担費用は1,495,232円（2001年11月AFLAC医療費調査）という結果も出ています。

このような万が一の時の備えとして法人会の「がん保険制度」・「医療保険制度」がごぞいます。詳しくは、当社の推進員がご説明させていただきますので、お気軽にお尋ねください。


 実施中

# 消費税期限内納付推進運動

期限内納付は、経営者のつとめです。  
消費税はお客様からの預かり金的な性格を有する税です。  
期限までにわすれずに税務署に納めましょう。

- 消費税には納付期限があります ○期限を過ぎると延滞税がかかります
- 納税資金の備蓄をしましょう
- 消費税及び地方消費税の申告・納付について

直前の消費税の年税額	申告・納付回数
4,800万円超(6,000万円超)	年12回(確定申告1回 中間申告11回)
400万円超4,800万円以下(500万円超6,000万円以下)	年4回(確定申告1回 中間申告3回)
48万円超400万円以下(60万円超500万円以下)	年2回(確定申告1回 中間申告1回)
48万円以下(60万円以下)	年1回(確定申告1回)

※( )書きは、地方消費税を含む。


 法人会

◎ご寄稿ありがとうございました。

伊藤・川崎・富田・秋場・瀧澤・林・吉田・佐野・栃原・進藤・大塚・白石・木村・染谷・松岡